

令和3年4月

(令和3年7月更新)

(令和4年3月更新)

(令和5年3月更新)

(令和6年3月更新)

押印見直し計画

久慈市

1 趣旨

久慈市では、行政手続における市民の負担を軽減するとともに、利便性の向上を図るため、手続の際に提出していただく申請書等に認印又は署名を求めているものを見直しました。

2 押印見直し基準

内閣府が示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に準拠した押印見直し方針により、見直し基準を定めました。

①基本的な考え方

押印又は署名の義務付けを廃止し、原則として記名のみとします。

- (i) 趣旨の範囲内で、例外的に押印又は署名を求めることも可能とします。
- (ii) 代替手段として、名義人本人の本人確認書類の提示・提出や、書面への責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載などを求めることとします。
- (iii) 代理人が届け出る場合には、委任状の提示・提出と、代理人の本人確認書類の提示・提出などを求めることとします。
- (iv) 支出根拠書類の請求書等についても、文書の真正性の担保を明らかにするために押印又は署名を求める場合があります。

※1「記名」とは、印刷やゴム印・スタンプのほか、自筆も含まれます。

※2「署名」とは、市の規定により自筆を求めるものです。

②見直しの例外

- (i) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項により作成する契約書（当事者双方の記名押印を義務付け）及び協定書、覚書等
（代替策としての契約事務のオンライン化までの暫定措置）
- (ii) 国、県その他の団体の法令、条例等（これらに準じているものを含む。以下「国、県等」という。）により押印又は署名が義務付けられているもの及びそれらに基づく委任状
- (iii) 紙入札の場合における入札書及び委任状
（代替策としての入札事務のオンライン化までの暫定措置）
- (iv) 登記印・登録印を求めているもの

3 押印・署名を廃止する申請手続等一覧

市の規定による申請手続等 1,559 件 の押印・署名見直しを検討し、押印については 1,517 件 のうち 1,382 件 (91.1%) を、署名については 93 件 のうち 34 件 (36.6%) を廃止する方針としました。そのうち、実際に廃止した件数は、令和6年3月31日現在で押印 1,369 件 (99.1%)、署名 32 件 (94.1%) です。

また、内部手続では 96 件 の押印見直しを検討し、80件 (83.3%) を廃止する方針としました。そのうち、実際に廃止した件数は、令和6年3月31日現在で 78 件 (97.5%) です。

※ 押印を廃止する申請手続等について、様式に押印欄があるものについては、押印せずにそのまま提出することができます。個別の様式や手続は、各所管課にお問い合わせください。

4 その他の取組

市では、事務手続きの効率化、各種行政手続きのデジタル化を図るため、主な行政文書への公印の押印を省略しました。

また、マイナンバーカードや運転免許証を活用して、各種申請に係る申請書の記入を簡素化する「書かない窓口」を市役所内に開設しました。

今後も、各種事務のオンライン化・デジタル化を促進し、人口減少社会に対応した新しい行政サービスの構築に積極的に取り組みます。

公印を省略する文書の例

- 各種通知、照会・回答、報告、依頼等に関する文書
- 案内状、礼状、挨拶状など
- 申請書、交付決定通知など